

いわき市住宅改造支援(リフォーム)事業の流れ

リフォームヘルパー

地区保健福祉センターへ「住宅リフォーム相談申込書」を提出

調査日を通知します。

リフォームヘルパーによる現地調査（みなさんの自宅）

(現地調査により、いわき市住宅改造支援(リフォーム)事業の対象と地区保健福祉センターが判定した場合)

給付申請書の提出（地区保健福祉センターへ）

給付額の決定通知

住宅リフォーム工事の着工

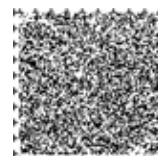
工事の完了・完了届の提出（施工業者から地区保健福祉センターへ）

完了検査及び書類審査

給付請求書の提出（施工業者から地区保健福祉センターへ）

市給付金の、工事施工業者への支払い

住宅改造支援(リフォーム)



寝具乾燥消毒サービス

寝具類の丸洗い乾燥消毒（年2回を上限）を行うことにより、利用者の衛生管理、生活の質の向上等を図ります。

○利用できる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、寝具類の衛生管理が困難な方
- ・おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方で、心身の障がいなどにより寝具類の衛生管理が困難な方

○利用方法 地区保健福祉センターへ申請書を提出

○利用料

品 目	利用者負担額
掛 布 団	220円
敷 布 団	220円
毛 布	110円
ま くら	33円
上記4点一式	550円

※ ただし、寝具が高価格または規格外（羽毛布団等）である場合は、単価との差額は利用者の負担となります。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

在宅生活訓練（中途視覚障がい者緊急生活訓練事業）

福島県障がい者総合福祉センターでは、中途視覚障がい者等を対象に、在宅生活訓練のために講師を派遣しています。講師が自宅へ訪問して行う個別指導で、希望の生活訓練が受けられます。家族と一緒に受講することも可能です。

○対象者 福島県内に居住する視覚障がい者等で、見えない・見えにくいことで日常生活に不便を感じ、当該訓練を希望する方（身体障害者手帳の有無は問わない。本人と一緒に訓練を希望する家族等の参加を含む。）

○受付期間 4月～1月下旬まで（※）

○実施期間 4月～3月中旬まで（※）

※ 開催年度によって異なります。各期間は4月頃に決定しますので、県や市のホームページをご覧ください。福島県障がい者総合福祉センターまたはいわき市障がい福祉課までお問い合わせください。

○内 容 歩行訓練、ICT訓練（パソコン、タブレット、スマートフォン等）、点字、日常生活動作（調理、掃除、洗濯等）

※ 開催年度によって内容が変更になる可能性があります。

○費 用 無料

※ 訓練にかかる実費（歩行訓練での公共交通機関の運賃、調理訓練における光熱水費、ICT訓練における通信費等）は各自負担。

○申 込 み お住まいの地域の各地区保健福祉センター

お問い合わせは、福島県障がい者総合福祉センター（024-521-2824）へ

